

新居浜市青少年センター主管事業

◇青少年健全育成に関する標語

新居浜市では、特に7月1日～7月31日の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に重点的に、市民総ぐるみによる青少年育成のための活動を展開しており、この趣旨の徹底を図る一つの方策として、標語を募集し、優秀作品の表彰及び標語の掲示を行う。

1 趣 旨

児童・生徒が自ら悪に立ち向かい、健全に育つ姿勢をつくるとともに、児童・生徒の非行根絶に全市民が立ち上がるよう呼びかけるための標語を募集する。

2 要 領

(1) 応募作品点数 各校3点

3 審 査

教育委員会において審査委員を選任して審査する。

4 表彰並びに活用

(1) 優秀作品は、強調月間中に教育委員会において表彰する。

(2) 「市政だより」その他の広報に掲載する。

(3) 強調月間中、小・中・高校及び公民館・市役所等に掲示する。

令和5年度青少年健全育成標語

<最優秀>

だーいすき じぶんのことも ともだちも 神郷小1年 上原 碧 史

スマホより 目と目で話すと いい笑顔 別子中1年 伊藤 琴 優

その行い 未来の自分に 誇れるの? 工業高3年 岡田 昊 峨

<優秀>

やめんけん なかよくしよや なかまやけん 角野小2年 木村 心 優

あいさつで 自分も相手も いい気分 船木小3年 渡辺 葉 月

あいさつは 笑顔と元気の 二刀流 中萩小5年 高橋 柚 羽

さりげなく 寄りそう気持ち つながる輪 角野中3年 酒井 小 桃

架空じゃない 画面の向こうは 同じ人 南 高1年 古川 佳 奈

令和6年度新居浜小・中学校における健全育成のための取組

はじめに

新居浜市内には小学校が16校、中学校が12校ある。教育委員会の主催で生徒指導主事が集まり、小学校と中学校の連携、小学校・中学校それぞれの連絡調整を図っている。また、中・高生徒指導主事連絡会や家庭裁判所との連絡会などを通して、青少年の健全育成に努めている。

1 生徒指導主事会（連絡協議会を含む。）

(1) 小・中学校生徒指導主事会の日程

	月日（曜）	時間	場所
第1回	4月24日（水）	14：00～	消防コミュニティ防災センター
第2回	8月28日（水）	14：00～	市役所
第3回	2月4日（火）	14：30～	市役所

(2) 内 容

第1回「昨年度のいじめ・不登校の状況を踏まえ、今年度の課題とそれに向けて、どのような工夫、努力をしようとしているか」

- いじめ・不登校に対する積極的取組
- 小中別、中学校区別の情報交換

第2回「不登校児童生徒への支援」（出前講座）

- 不登校の現状と支援のあり方（愛媛県総合教育センター出前講座）
- 小中別、中学校区別の情報交換

第3回「生徒指導の取組について」

- 成果と課題
- いじめ、不登校の現状について
- 小中別、中学校区別の情報交換

2 いじめ実態調査編集委員会

(1) いじめ実態調査編集委員会の日程

	月日（曜）	時間	場所
第1回	4月24日（水）	16：00～	消防コミュニティ防災センター
第2回	8月28日（水）	16：00～	市役所

(2) 組織

小学校（11名）中学校（3名）教育委員会（1名）

(3) 内容

- 6月27日(木)まで調査
- 対象は小学2年から中学3年まで、全クラスの集計をし、考察を加える。

3 その他

(1) 補導連絡協議会への参加

- 新居浜警察署、青少年センター、各学校のPTA会長、PTA補導部長、補導支部長、各校の学校長、生徒指導主事が参加し、情報交換や諸連絡を行う。

(2) 各校区の交番の連絡協議会への参加

- 交番、校区の諸団体の代表、生徒指導主事が参加し、情報交換を行う。

(3) 各校区の関係機関との連絡会への参加

- 少年補導委員校区会議に参加し、情報交換を行う。
- 少年警察協助員会に参加し、情報交換を行う

4 むすび

健全育成のための取り組みとして、まず各小学校間、各中学校間、そして小中学校間の連携が大切であり、各会合時の情報交換はもちろんのこと、日頃から連絡を密にしていく必要がある。

また、地域や家庭への啓発活動及び関係諸機関との連携についても同様であり、普段からこまめに連絡を取り合い児童生徒の健全育成を推進していけるよう努力していかなければならない。

令和6年度市内県立学校における健全育成のための取組

はじめに

新居浜市内県立学校では、各高等学校、特別支援学校間の連絡を図るために、新居浜市県立学校協議会を組織して、教務主任会、生徒指導主事会、体育主任会、人権・同和教育主任会などの協議会を設け、それぞれの分野の連絡、調整及び問題解決に当たっている。

生徒指導主事会としては、新居浜市内各補導機関との連携をもとに、市内各学校間の連絡・調整を図り、地域高校生の非行防止と、地域に根ざした連帯性・協調性に富み、心身共にバランスのとれた生徒の健全育成に努める。

1 新居浜市県立学校協議会生徒指導連絡協議会

各高校（全・定）・特別支援学校生徒指導主事、高専学生主事、中学校代表、市教育委員会、警察及び補導機関関係者で、情報交換をもとに地域高校生の非行防止対策等を協議、検討する。

(1) 組織

ア 学校関係

◆新居浜市内県立学校生徒指導主事（全日制・定時制・特別支援学校）	8名
◆新居浜・四国中央地区生徒指導推進主任	1名
◆西条地区生徒指導推進主任	1名
◆新居浜工業高等専門学校学生主事	1名
◆新居浜市内中学校生徒指導主事代表	1名
◆当番校（新居浜商業高校）校長・教頭・係教員	4名

イ 関係機関講師

◆新居浜市教育委員会 教育長
◆新居浜市教育委員会 指導主幹
◆新居浜警察署 署長
◆新居浜警察署 地域課長
◆新居浜警察署 生活安全課長
◆新居浜警察署 交通課長
◆新居浜市青少年センター 所長
◆新居浜市市民部 危機管理課長
◆J R 四国新居浜駅 駅長
◆J R 四国新居浜駅 管理総括助役
◆新居浜市少年補導委員協議会 事務局長

(2) 会議の日時及び場所

	月 日 (曜)	時間	場所
第1回	5月17日(金)	15:30～	新居浜商業高校
第2回	9月9日(月)	15:30～	新居浜商業高校
第3回	11月11日(月)	15:30～	新居浜商業高校
第4回	2月14日(金)	15:30～	新居浜商業高校

(3) 内容

- ア 情報交換及び関係機関からの指導助言
- イ 新居浜市県立学校生徒指導共通事項について
- ウ 新居浜市県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会について
- エ 新居浜市県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会夜間街頭補導(夏季・冬季)について
- オ 新居浜市中高生徒指導連絡協議会について
- カ 自動車教習所(学校)との連絡会について
- キ 新居浜市県立学校交通安全の日の指導について
- ク 新居浜市県立学校交通サミットについて
- ケ 校外補導について
- コ JR通学指導について
- サ 新居浜市県立学校生徒指導連絡協議会について
- シ 四国中央地区・西条地区との連携について

2 新居浜市県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会

各県立学校のPTAの生徒生活指導委員、警察及び補導機関の関係者で地域生徒の非行防止と健全育成のための研究並びに実践を行う。

(1) 会議の日時及び場所

	月 日 (曜)	時間	場所
第1回	7月1日(月)	19:00～	新居浜東高校
第2回	9月18日(水)	19:00～	新居浜東高校
第3回	1月17日(金)	18:30～	新居浜東高校

(2) 内容

- ア 関係機関からの指導・助言及び情報交換「高校生の補導と現状の問題点」
- イ 夜間街頭補導(夏季・冬季)について
新居浜市内を川西・川東と上部地区に分け、5高校の生徒生活指導委員と教員(川西・川東8名、上部8名)で、パチンコ店、カラオケボックス、ゲームセンター、夜市、港公園等の巡視補導を実施する。

◆夏季夜間街頭補導期間 7月20日～8月31日 20:00～21:00

◆冬季夜間街頭補導期間 12月20日～1月10日 18:30～19:30

ウ 生徒指導の近況について

エ 新居浜市県立学校生徒指導共通事項について

オ 地方祭について

◆地方祭については、地方祭問題検討委員会で永年をかけての審議の結果、現状ではさまざまな諸条件が整備されておらず、『太鼓台は、新居浜市が全国に誇る伝統文化であり、これを継承し、後継者を育成することの意義は認めるが、高校生を地方祭に担き夫として参加させることについては、現状どおり禁止とする。』という結論に達している。

(平成13年度 市高P連生徒生活指導委員会で承認)

カ 飲酒・喫煙防止について

キ 交通安全指導について

ク 自動車等運転免許証の取得について

ケ 生徒健全育成運動の推進について

◆保護者のみならず、大型スーパー、カラオケ店、パチンコ店、キャンプ場等に対しても、文書を配り協力を要請して回った。

コ 講演

3 中・高生徒指導主事連絡協議会

中・高の生徒指導の連携を図るため、年2回連絡会をもち、研究協議や情報交換を行う。

(1) 会の日時及び場所

	月日(曜)	時間	場所
第1回	6月24日(月)	14:00～	文化センター 第2会議室
第2回	11月29日(金)	14:00～	文化センター 第2会議室

(2) 内容

ア 各高等学校の新生の現状について

イ 中学校及び高等学校の生徒指導の現状について

ウ 問題行動の防止、健全育成のための中高の連携について

エ 校外生活の問題場所や問題行動について

4 自動車教習所(学校)との連絡会

自動車等の運転免許証の取得及び交通事故防止等についての連携を図るために、新居浜市内の自動車教習所代表者と5高校の生徒指導主事及び生徒指導推進主任が、運転免許取得方法と生徒指導に関する同意事項について協議する。

《内容》

(1) 高等学校と自動車教習所(学校)との同意事項について

(2) 高校生の自動車等の運転免許証の取得上の諸問題について

5 市内高等学校交通マナーアップクラブ

平成11年度末、「高校生が良識ある社会の一員として自立していくため、生徒一人一人が正しい交通ルールとマナーを身に付け、交通安全活動の推進を図るとともに、交通事故防止に寄与することを目的」にして、各高等学校単位で交通マナーアップクラブを設立し、平成12年度始めには市内5高等学校が連携して、「新居浜地区高等学校交通マナーアップクラブ」を結成し、以後、登下校時の交通安全指導や自転車点検、施錠指導、地域安全マップの作成、JR新居浜駅前の清掃など、交通安全意識向上への取り組みを行っている。

6 市内高等学校交通安全の日の指導

高校生の交通安全と交通マナーの向上のため、毎月5日及び15日（当日が休日の場合は原則として翌日）を「5高校交通安全の日」と定め、新居浜警察署と連携して市内10ヵ所に各高校共同で教員・生徒を配置して、一斉に交通安全指導を実施する。

一学期	5/15 (水)	6/5 (水)	6/18 (火)	7/5 (金)	7/17 (水)
二学期	9/5 (木)	9/18 (水)	10/25 (金)	11/6 (水)	11/15 (金)
三学期	1/15 (水)	2/5 (水)	2/19 (水)	3/5 (水)	3/14 (金)

東 高	城下橋東詰め交差点	平形橋西詰め交差点	神郷小西三叉路
西 高	北中南東交差点（北側）	一宮神社横交差点	北中南東交差点（南側）
南 高	喜光地バリュー北西交差点	木村チェーン中萩店前交差点	下分酒店前交差点
工業高	北中南西交差点	平形橋西詰め交差点	王子橋西詰め交差点
商業校	城下橋西詰め交差点	みやもと眼科前交差点	商業高校東北交差点

7 JR通学補導

列車通学生の車内でのマナー等の向上のため、JR新居浜駅の全面的な協力を得て、新居浜市5高校合同で列車補導を実施している。

《補導の日時及び区間》

下校時 16:15～18:00（新居浜駅～伊予三島駅）・（新居浜駅～伊予西条駅）

一学期	5月21日（火）
二学期	9月20日（金） 11月22日（金）
三学期	1月24日（金）

◆新居浜～伊予三島間は、東高校・西高校・工業高校の3校で補導する。

新居浜～伊予西条間は、商業高校・南高校の2校で補導する。

◆列車に乗車する前と、帰着後には駅前及び駅裏周辺を巡視する。

◆土居～伊予三島間の補導には、土居高校も参加する。

8 新居浜市県立学校生徒指導連絡協議会

各高校・特別支援学校の校長・教頭・生徒課員で、各高校の生徒指導の現状と問題点・情報交換と連携協力等について協議し、生徒の健全育成に努める。

(1) 会議の日時 5月17日(金) 15:30～ 新居浜東高校

(2) 内 容

ア 新居浜市内県立学校生徒指導共通事項について

イ 身だしなみ指導について

ウ 交通安全指導について

エ その他生徒指導に関する諸問題について

9 その他

自転車乗車用ヘルメットの着用について

愛媛県高P連と相談の上、校長会にて全県立学校においてヘルメット着用を自転車通学等の許可条件とし、全校生徒へのヘルメット着用推進を決定した。

交通ルールの遵守や交通マナー向上を指導する中で、まず「自らの命は自らが守る」意識を高め、自主的にヘルメットを着用するよう、今後ともあらゆる機会を捉えて粘り強く交通安全教育を行って参りたい。

おわりに

以上、新居浜市内の県立学校が各関係機関との連携のもとに、地域高校生の問題行動の防止と健全育成のため今年度の取組について紹介しました。関係諸機関の方々の高校生に対する熱い思いが、問題行動の防止や事故防止の原動力となり、市内県立学校関係者の大きな支えとなっていることです。まだまだ不十分な点も多くありますが、「市内県立学校はひとつ」を合言葉に、互いに力を合わせて心をつなげて、それぞれの活動をさらに充実させていきたいと思っております。

今後とも、御指導・御鞭撻のほどよろしく願いいたします。